

# 令和8年度狩猟免許更新のご案内

岐阜県環境エネルギー生活部自然環境課

## 1 対象者

令和5年に狩猟免許を取得又は更新し、令和8年9月14日（月）に免許の有効期間が満了となる者。なお、上記の者のうち、有効期間の満了日が異なる複数の狩猟免許を有する場合、あわせてその免許を繰り上げて更新することができます。

## 2 更新の日時及び会場等

原則、居住する住所地ごとに指定された期日に更新を受けてください。ただし、やむをえない理由がある場合は、別の期日にて受けることができます。別の期日を希望する場合は、申請書提出の際にその旨申し出てください。（申請書に希望する受験場所及び日時を記載してください。）

所管事務所	対象者 (居住する住所地)	日時	場所	申請書の受付期間
岐阜地域 環境事務所	岐阜市に住所を有する者	7月17日(金曜日) 9時から15時	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 ミナモホール	6月19日(金曜日)から 7月3日(金曜日)
	羽島市、各務原市、 岐南町、笠松町、山 県市、瑞穂市、本巢 市、北方町に住所を 有する者	8月31日(月曜日) 9時から15時	岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁 ミナモホール	8月3日(月曜日)から 8月17日(月曜日)
西濃 県事務所	大垣市、海津市、養 老町、垂井町、関ヶ 原町、神戸町、輪之 内町、安八町に住所 を有する者	7月24日(金曜日) 9時から15時	大垣市江崎町422-3 西濃総合庁舎 大会議室	6月26日(金曜日)から 7月10日(金曜日)
揖斐 県事務所	揖斐川町、大野町、 池田町に住所を有 する者	7月8日(水曜日) 9時から15時	揖斐郡揖斐川町上南方1-1 揖斐総合庁舎 大会議室	6月10日(水曜日)から 6月24日(水曜日)
可茂 県事務所	美濃加茂市、坂祝 町、富加町、川辺町、 七宗町、白川町、東 白川村に住所を有 する者	6月23日(火曜日) 9時から15時	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 大会議室	5月26日(火曜日)から 6月9日(火曜日)
	可児市、八百津町、 御嵩町に住所を有 する者	7月21日(火曜日) 9時から15時	美濃加茂市古井町下古井2610-1 可茂総合庁舎 大会議室	6月23日(火曜日)から 7月7日(火曜日)
中濃 県事務所	美濃市、関市に住所 を有する者	6月9日(火曜日) 9時から15時	美濃市生櫛1612-2 中濃総合庁舎 大会議室	5月12日(火曜日)から 5月26日(火曜日)
	郡上市(八幡町、明 宝)に住所を有する 者	8月26日(水曜日) 9時から15時	郡上市八幡町初音1727-2 郡上総合庁舎 大会議室	7月29日(水曜日)から 8月12日(水曜日)

	郡上市（高鷲町、美並町、和良町、大和町、白鳥町）に住所を有する者	8月28日（金曜日） 9時から15時	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎 大会議室	7月31日（金曜日）から 8月14日（金曜日）
東濃 県事務所	多治見市、瑞浪市、土岐市に住所を有する者	7月30日（木曜日） 9時から15時	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎 大会議室	7月2日（木曜日）から 7月16日（木曜日）
恵那 県事務所	恵那市に住所を有する者	7月7日（火曜日） 9時から15時	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 大会議室	6月9日（火曜日）から 6月23日（火曜日）
	中津川市に住所を有する者	8月5日（水曜日） 9時から15時	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎 大会議室	7月8日（水曜日）から 7月22日（水曜日）
飛騨 県事務所	高山市（国府町、莊川町、久々野町、高根町、朝日町、丹生川町、清見町）、飛騨市（河合町、宮川町、神岡町）に住所を有する者	6月17日（水曜日） 9時から15時	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 大会議室	5月20日（水曜日）から 6月3日（水曜日）
	下呂市に住所を有する者	7月10日（金曜日） 9時から15時	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎 大会議室	6月12日（金曜日）から 6月26日（金曜日）
	高山市（旧高山市、一之宮町、上宝町、奥飛騨温泉郷）、飛騨市（古川町）、白川村に住所を有する者	8月21日（金曜日） 9時から15時	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎 大会議室	7月24日（金曜日）から 8月7日（金曜日）

【上記日程で受講することが困難な場合】

自然環境 課	岐阜県に住所を 有する者  【受講定員：80名】	7月18日（土曜日） 9時から15時	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎 大会議室	6月19日（金曜日）から 7月3日（金曜日）
-----------	-----------------------------------	-----------------------	-----------------------------	---------------------------

※申請書の受付期間は8時30分～17時15分までです（ただし、上記受付期間のうち、土日祝日は除きます）。郵送の場合は各回の受付期間内の消印があるもののみ受け付けます。

※更新当日は、午前8時30分より受付を開始します。

※台風等の自然災害の発生状況等により、延期・中止する場合があります。その際は県HPにてお知らせしますので、最新情報をご確認の上、お出かけしていただきますようお願いします。

### 3 内容

**講習**（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令等）及び**適性試験**（視力、聴力、運動能力）を実施します。

ただし、認定鳥獣捕獲等事業者の事業従事者で、法令で定める方法\*で狩猟について必要な適性を有することが確認された者については、適性試験が免除されます。

※法令で定める方法…下記4の⑦の書類を提出すること。

### 4 申請手続き

郵送の場合は、特定記録郵便又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「狩猟免許更新申請書在中」と朱書して送付してください。

（提出書類）

#### ①狩猟免許更新申請書 1通

複数の免許を同時に更新する場合は、免許の種類ごとに申請書の提出が必要です。

#### ②狩猟免許手数料 2,900円（1種類につき）

複数の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要です。申請書ごとに、上記額を窓口で現金もしくはオンライン決済にて納付してください。郵送の場合は、現金書留郵便により納付いただきますが、必ずおつりが出ないようにご注意ください。

#### ③写真 1枚（複数の免許を同時に更新する場合も1枚）

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの

※眼鏡等を使用して適性試験を受ける必要がある場合は、眼鏡等を着用した写真。

#### ④医師の診断書（猟銃・空気銃所持許可証の写しでも可）

・法第40条第2号から第4号に該当しないことを証する医師の診断書（申請前6か月以内に作成されたものに限る。歯科医師を除く。） ※所定の様式あり

・銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合は、その許可証の写しでも可

#### ⑤返信用封筒（受験票送付用） 1通

長形3号（120mm×235mm）の封筒に320円切手（基本料金110円＋特定記録210円）を貼り、宛先に申請者本人の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。

#### ⑥狩猟免状（更新に係る種類の免状）

#### <認定鳥獣捕獲等事業者の事業従事者である場合>

#### ⑦狩猟について必要な適性の確認をした旨の書面

申請者が所属する認定鳥獣捕獲等事業者が作成した、上記に係る書面

（法第51条第2項の規定により、適性試験の免除を受けようとする者に限る。）

※申請書の記載内容に不明な点があった場合、電話にて確認を取りますので、申請書には昼間、連絡の取れる電話番号（携帯電話等）を必ず記載してください。

### 5 狩猟免許更新申請書及び診断書様式の配布場所及び提出先

（配布場所）岐阜地域環境事務所又は各県事務所環境課にて配布します。

また、岐阜県のホームページから印刷していただくことができます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/17280.html>

（提出先）申請者の住所地を所管する岐阜地域環境事務所又は各県事務所環境課に提出してください。（下記【問い合わせ先・提出先】参照）

指定された期日以外の期日での更新を希望する場合も、必ず申請者の住所地を所管する提出先に提出してください。

### 6 その他

・狩猟免状に記載された住所と現住所が異なる場合は、住所変更の手続きが必要ですので、あらかじめお問い合わせください。

・申請した受験会場の受付期間終了後、場所の変更及び手数料の返還はできません。

・受験票は、受験日の5日前を目途に発送します。受験日の2日前までに到着しない場合はお問い合わせください。

## 7 制度に関するお知らせ

### 【認定鳥獣捕獲等事業者制度について】

狩猟免許を取得された方が所属する法人で、岐阜県において鳥獣捕獲等事業者の認定を受けたい場合は、岐阜県に対し申請が必要です。

手続き方法等の詳細は、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/15393.html>

(『岐阜県 認定鳥獣』で検索してください)

### 【問い合わせ先・提出先】

所管市町村	問い合わせ先・提出先	所在地	電話番号
岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町	岐阜地域 環境事務所	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館第2棟3階	058-272-1920
大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町	西濃県事務所 環境課	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎	0584-73-1111 内 223
揖斐川町、大野町、池田町	揖斐県事務所 環境課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎	0585-23-1111 内 212
美濃加茂市、可児市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町	可茂県事務所 環境課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎	0574-25-3111 内 217
美濃市、関市、郡上市	中濃県事務所 環境課	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎	0575-33-4011 内 216
多治見市、瑞浪市、土岐市	東濃県事務所 環境課	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎	0572-23-1111 内 217
中津川市、恵那市	恵那県事務所 環境課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎	0573-26-1111 内 216
高山市、飛騨市、下呂市、白川村	飛騨県事務所 環境課	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎	0577-33-1111 内 225
	自然環境課	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県庁 9階	058-272-8231